

令和 7 年度 越知町木育普及啓発活動事業委託業務 仕様書

1 業務名

令和 7 年度 越知町木育普及啓発活動事業委託業務

2 公開日

令和 7 年 5 月 30 日（金）

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4 目的

本町は 2016 年に「ウッドスタート宣言」を行い、子どもが生まれた家庭に木製玩具をプレゼントするなど「木育」活動を推進してきたが、町産材の活用や木育の普及活動等が十分に行えておらず、課題となっている。

このままでは、豊かな森林資源が負の遺産となり、未来に紡ぐことが困難となってしまう。この状況を回避するために樹木や森林環境等（木育）に興味を持ってもらえるような新たな観点からの提案を募り、越知町の森林環境保全に関わりやすい仕組みの構築、併せて地域産材の活用推進を目的とする。

5 業務概要

主な業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 「木育」の普及・啓発活動の実施
- (2) 町内のこども園、学校等への出前授業の実施
- (3) 「木育」等を通じた関係人口の創出
- (4) 町産材の活用促進
- (5) その他「木育」や町産材の活用促進等に係る町への助言、事業提案等

6 事業実施による効果の検証

実施した企画の効果の検証と次の展開への改善を図るため、2 ヶ月に 1 回以上のミーティングでの報告及び協議を実施することとする。また、本事業終了後までに、報告書（様式任意）を提出するものとする。

7 その他

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 受託者は、本業務を実施するにあたり、委託者と十分な調整を行うこと。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は、受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議のうえ、定めるものとする。